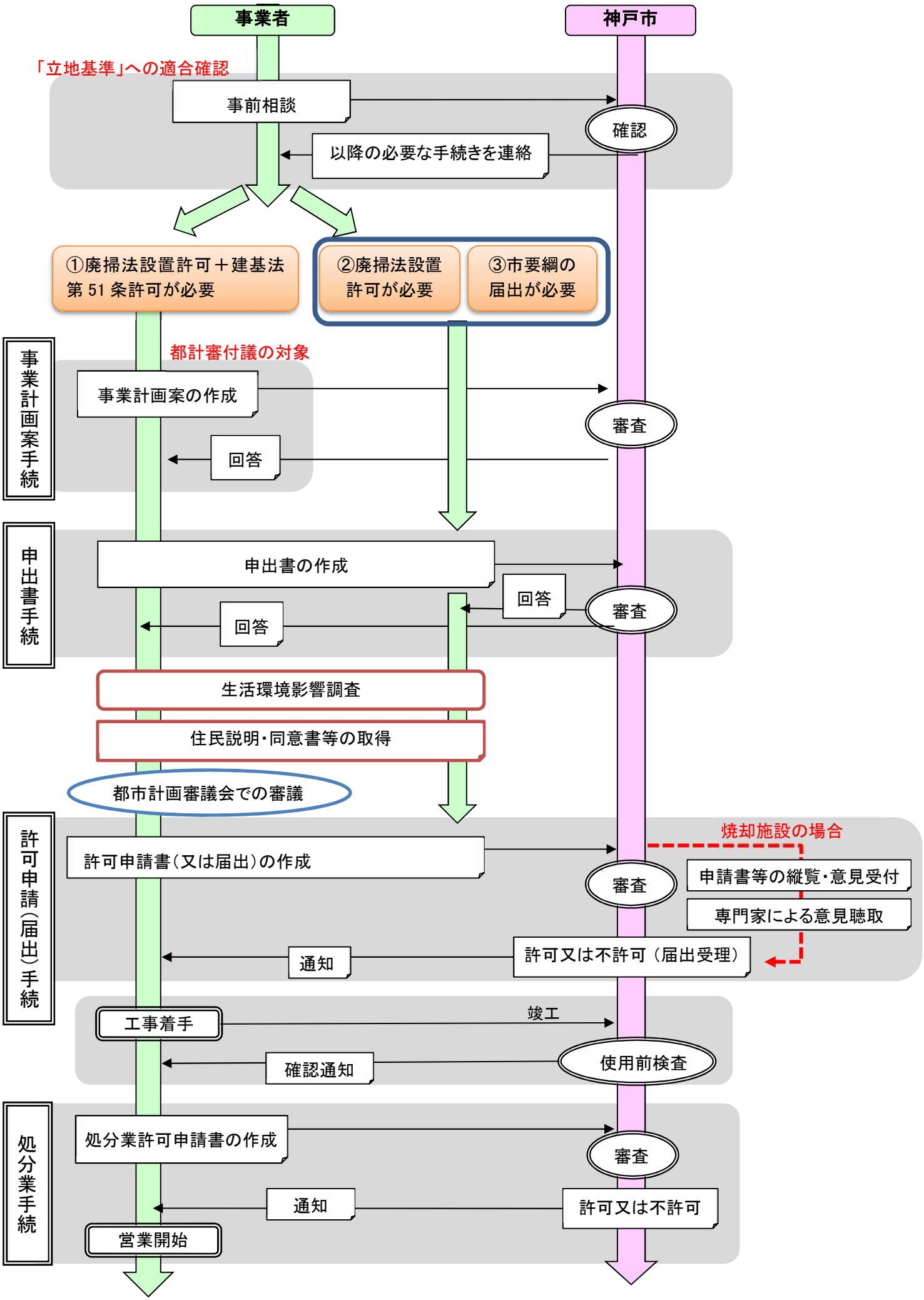
産業廃棄物処理施設の設置に係る手続きフロー（中間処理施設に限る）



②廃掃法設置許可が必要　①廃掃法設置許可＋建基法 51 条許可が必要

（産業廃棄物処理施設）

廃棄物名	処理方法	廃棄物処理法　第15条許可対象、規模（令7条）	（参考）建築基準法第51条に係る対象、規模※1	
			工業地域、工業専用地域内	その他の地域
汚　泥	脱　水	１０m³超	３０m³超	１０m³超
	乾　燥	１０m³超	２０m³超	１０m³超
	天日乾燥	１００m³超	１２０m³超	１００m³超
	焼　却	５m³超又は 200kg/ｈ以上又は火格子面積が２m²以上	１０m³超	５m³超又は 200kg/ｈ以上又は火格子面積が２m²以上
廃　油	油水分離	１０m³超	３０m³超	１０m³超
	焼　却	１m³超又は 200kg/ｈ以上又は火格子面積が２m²以上	４m³超	１m³超又は 200kg/ｈ以上又は火格子面積が２m²以上
廃酸　又は廃アルカリ	中　和	５０m³超	６０m³超	５０m³超
廃プラスチック類	破　砕	５ｔ超	６ｔ超	５ｔ超
	焼　却	０．１ｔ超又は火格子面積が２m²以上	１ｔ超	０．１ｔ超又は火格子面積が２m²以上
木くず　又はがれき類	破　砕	５ｔ超	１００ｔ超	５ｔ超
特定有害物質を含む汚泥	コンクリート固型化	すべての施設	４m³超	すべての施設
水銀又はその化合物を含む汚泥	ばい焼	すべての施設	６m³超	すべての施設
シアン化合物	分　解	すべての施設	８m³超	すべての施設
廃石綿又は石綿含有産業廃棄物	溶　融	すべての施設	すべての施設	すべての施設
廃水銀等［H29.10.1　施行］	硫　化	すべての施設	すべての施設	すべての施設
廃 PCB、PCB 汚染物、PCB 処理物	焼却・分解・洗浄・分離	すべての施設	０．２ｔ超	すべての施設
その他の産業廃棄物	焼　却	200kg/ｈ以上又は火格子面積が２m²以上	６ｔ超	200kg/ｈ以上又は火格子面積が２m²以上
産業廃棄物	最終処分	すべての施設※2	－※3	－※3

（一般廃棄物処理施設）

廃棄物名	処理方法	廃掃法第8条許可※4 対象、規模（令5条）	（参考）建築基準法第51条に係る対象、規模※1	
			工業地域、工業専用地域内	その他の地域
一般廃棄物	最終処分以外	５ｔ以上（焼却施設にあっては、200kg/ｈ以上又は火格子面積が２m²以上）	５ｔ以上（ごみ焼却場除く）。但し、処理能力が 3、000 人以下のものを除く。	
	最終処分	すべての施設	－※3	－※3

※1　処理施設は建築物でなくても、準用工作物に該当し建築基準法第５１条の適用を受ける。
※2　安定型最終処分場であって、水面埋立を行うものを除く。
※3　最終処分場は、建築基準法第 51 条の対象となる「処理施設」には該当しない。